

## 倒産防止共済

### よくあるご質問（FAQ）

Q. 締切日はいつですか？

A. 前納、月額変更は基本的には希望月の前月 25 日頃（土日祝日の場合は翌営業日）になりますが、年末年始や GW、その他連休の際は前倒しになりますのでご注意ください。

こちらに直近の締切日の記載がございますので、ご提出の際は必ずご確認ください。

新規でのご加入はご加入希望月の 1 日から締切日の間に名古屋税理士協同組合（以下、当組合）の事務局へご提出ください（締切日必着）。希望月前月に到着しますと受付月が 1 か月早まる可能性がございますのでご注意ください。

Q. 締切日を過ぎてしましましたが受付可能ですか？

A. 中小企業基盤整備機構（以下、中小機構）の締切日があるため、確約致しかねます。極力締切日を厳守してください。またお問い合わせいただきましても同様の回答になりますのでお電話でのお問い合わせはお控えください。

Q. 新規加入の際、当組合を委託団体にしたい場合のお手続きの流れを教えてください。

A. 資料請求は、当組合へご連絡ください（TEL：052-752-6111）。担当税理士の事務所へ郵送いたします。（※契約希望者への直送はいたしかねますのでご了承ください。）⇒加入者様がご記入の後、税理士の先生が内容確認⇒当組合事務局へ提出（郵送可。税理士本人の加入を除き加入者からの直送不可）。⇒当組合より中小機構へ郵送の順で書類でのやりとりをいたします。

Q. 新規で加入し、前納したい場合、どのタイミングで振込すればよいですか？

A. 税理士の先生より当組合に申込用紙をご提出いただき、当方が控えをお渡しいたしましたら振込してください。なお、期限が迫っている場合は別途ご相談ください。振込先につきましては、パンフレット内「中小企業倒産防止共済の受付方法について」の最後のページ、もしくは、控えをお送りする際に同封しております添書にも記載しております。（※指定の振込用紙はございません）加入月の末日までの着金が必須ですのでご注意ください。注意点は下記のとおりです。

●契約者名義（「株式会社」や「有限会社」なども付けた名称）でお振込みをお願いいたします。

●加入申込月の当月中にお振込みをお願いいたします。

●契約申込書に記載した金額どおりにお振込みをお願いいたします。

●振込手数料はお客様の負担としております。差し引いた額を振込まないようお願いいたします。

●振込みの控えの保管をお願いいたします。ネットバンキングの場合も控えのページを忘れず印刷しておいてください。振込日、振込金額、振込名義人、振込先の口座番号が確認できるようお願いいたします。

Q. 新規加入の用紙の注意点を教えてください。

A.

●読みにくい字や乱筆された字は字の横に丁寧に描かれた文字の付箋等を貼付しわかるようにしてください。受付審査の段階で中小機構より最も問い合わせが多い内容です。

●主たる業種につきましては、中小機構のシステム登録上、極力メインを1つに絞ってご記入ください。複数かつ簡易すぎる記載ですと受付審査の段階で中小機構より問い合わせがきます。(例: ○食料品販売業、×食料品製造販売業、×販売業)

記載内容に迷う場合は、記入欄にメインとなる業務内容1つをご記入のうえ、業務内容の詳細を書いた付箋紙を貼付してください。

●該当しない箇所を除き空欄のないようご提出ください。営業年数につきましては月数までご記入ください。(例: 5年→5年0か月)

●1枚目裏側【委託団体受付の場合】に税理士の訪問日、記名をお願いします。1は税理士本人が加入する場合、2はその他の加入者(顧問先等)の場合です。

●ご提出前に金融機関にて口座確認印をもらい、2ページ目右側の取扱店控は金融機関へお渡しください。

●前納、振込の場合、1つ前のQにございます振込注意点をご確認ください。

Q. 各種手続きのに関する必要書類はどのように入手すればよいですか。

A. 「経営セーフティ共済様式一覧」と検索し、ダウンロードボタンより必要書類のダウンロードをお願いいたします。なお、ダウンロードできない書類につきましては当組合へご連絡ください。

Q. ダウンロードした用紙はすべて提出ですか。

A. はい。前納は3枚(機構行き、委託団体控え、本人控え)、月額変更は1枚(機構行き)等、すべての枚数を当組合へご提出ください。

Q. 違う委託団体や金融機関から加入した場合、その後の各種手続きは名税協からできますか。

A. できません。当組合が委託団体の場合のみ受付いたします。委託団体がわかならい場合は中小機構共済相談室(TEL: 050-5541-7171)へご連絡ください。

Q. 減額の変更希望月はどこに書けばよいですか。

掛金月額を減額するときの、変更希望月を記載する欄がありません。掛金はいつから変更になりますか。

A. 当組合の受付日が、変更適応月になります。申込書に記載箇所はございませんので、用紙をご提出いただく際に付箋紙等でお知らせください。なお、前納分の未到来金がある場合、到達後からの減額となります。また、5日を過ぎて当月分からの減額をご希望の場合、下記のような引落しになりますのでご注意ください。

#### 【例】

- ・掛金月額を 200,000 円から 5,000 円へ減額したい

令和 7 年 7 月 6 日以降に中小機構に書類到着（※当組合締切日は別途設定）

#### ●7 月から減額の場合

令和 10 年 11 月まで、令和 7 年 7 月にお支払いいただきました 20 万円の前納分を充当、令和 10 年 12 月より 5000 円の引落しが再開いたします。

7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月…
200,000	5,000	引落無	引落無	引落無	引落無

#### ●8 月から減額の場合

7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
200,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

Q. 倒産防止を解約したいのですが手続きを教えてください。

A. 任意解約の場合は、解約手当金請求書に振込先口座の通帳の写し、最新の締結証書（紛失の場合は印鑑証明書※解約手当金請求書と同じ印鑑を押印）を添付の上、ご提出ください。他の解約事由の場合は、解約手当金請求に必要な書類をご確認ください。

振込先口座の通帳の写しの添付忘れが多発しております。ご提出の前に、添付書類をご確認ください。